

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対象条文

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(ⅰ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ⅱ)項及び(ⅲ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(ⅳ)項、(ⅴ)項及び同表の(ⅵ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ⅵ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ⅵ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(ⅱ)項に掲げる図書を、法第五十二条第六項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ⅵ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物につ</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(ⅰ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(ⅱ)項及び(ⅲ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(ⅳ)項、(ⅴ)項及び同表の(ⅵ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては同表の(ⅵ)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(ⅵ)項に掲げる図書、<u>次の表二の(ⅱ)項及び(ⅲ)項並びに次の表三の(ⅱ)項の構造計算の計算書並びに同表の(ⅲ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。</u>）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(ⅱ)項に掲げる図書を、法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変</p>

ては用途変更の場合を除き(イ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(ロ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(3)欄の当該各項に掲げる図書(用途変更の場合においては表二の(イ)項及び(ロ)項並びに表三の(イ)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(イ)項及び(ロ)項並びに表三の(イ)項の構造計算の計算書並びに同表の(ロ)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項又は(ハ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一・二 略

三

二(イ)～(ロ)	(二)	(一)	
略	軸組を令第四十六条第四項の表一の(イ)項の認定を受けたものとする建築物	略	(1)
略	令第四十六条第四項の表一の(ロ)項の認定に係る認定書の写し	略	(3)

更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き(イ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(ロ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(3)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項又は(ハ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

一・二 略

三

(イ)～(ロ)	(一)	
略	略	(1)
略	略	(3)

4 2
略 3
略

(ii)		<p>三 指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない建築材料で、当該指定建築材料について法第三十七条第二号の認定を受けたものを用いるもの</p>	<p>三 都市計画区域若しくは準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舍、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物で、令三十条第一項の認定を受けた便所を設けるもの又は都市計画区域若しくは準都市計画区域内の公衆便所で同項の認定を受けたもの</p>
(3)		<p>法第三十七条第二号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第三十条第一項の認定に係る認定書の写し</p>

4 2
略 3
略

(ii)			<p> 都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舍、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物で、令三十条第一項の認定を受けた便所を設けるもの又は都市計画区域内の公衆便所で同項の認定を受けたもの</p>
(3)			<p>令第三十条第一項の認定に係る認定書の写し</p>

三 指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない建築設備で、当該指定建築材料について法第三十七条第二号の認定を受けたものを用いるもの	三 ~ (-) 略 三
し 法第三十七条第二号の認定に係る認定書の写	略

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 三 略

略	(-)	(い)
第一項の表三の	略	(ろ)
略	略	(は)
略	略	(に)
略	略	(ほ)

~ (-) 略	略
----------------	---

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 三 略

略	(-)	(い)
第一項の表三の	略	(ろ)
略	略	(は)
略	略	(に)
略	略	(ほ)

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
略	略	略	略	略	
第一項の表三の 三項(三)欄及び前 項の表の(十)項(三) 欄に掲げる図書	第一項の表三の 三項(三)欄及び前 項の表の(十)項(三) 欄に掲げる図書	第一項の表三の 三項(三)欄及び前 項の表の(九)項(三) 欄に掲げる図書	第一項の表三の 三項(三)欄及び前 項の表の(七)項(三) 欄に掲げる図書	第一項の表三の 三項(三)欄及び前 項の表の(五)項(三) 欄に掲げる図書	(五)項(三)欄及び三 項(三)欄に掲げる 図書
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
略	略	略	略	略	
前項の表の(一)項 (三)欄に掲げる図 書	前項の表の(十)項 (三)欄に掲げる図 書	前項の表の(九)項 (三)欄に掲げる図 書	前項の表の(七)項 (三)欄に掲げる図 書	前項の表の(五)項 (三)欄に掲げる図 書	(五)項(三)欄に掲げ る図書
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	

7 6

一
・
二
略 略

	(九)	(八)	
(い)	略	略	
(3)	第一項の表三の 三項(3)欄及び前 項の表の十項(3) 欄に掲げる図書	第一項の表三の 三項(3)欄及び前 項の表の(二)項(3) 欄に掲げる図書	項の表の(一)項(3) 欄に掲げる図書 (令第二百二十九 条の四第三項第 五号に規定する 構造計算をした 際の計算書を除 く。)
(は)	略	略	
(に)	略	略	
(ほ)	略	略	

7 6

一
・
二
略 略

	(九)	(八)	
(い)	略	略	
(3)	前項の表の十項 (3)欄に掲げる図 書	前項の表の(二)項 (3)欄に掲げる図 書	書(令第二百二十 九条の四第三項 第五号に規定す る構造計算をし た際の計算書を 除く。)
(は)	略	略	
(に)	略	略	
(ほ)	略	略	

(四)	(三)	(二)	(一)
略	略	略	略
第一項の表三の 三項(三)欄及び第 四項の表の(一)項 (三)欄に掲げる図 書(令第二百十 九条の四第三項 第五号に規定す る構造計算をし	第一項の表三の 三項(三)欄及び第 四項の表の(十)項 (三)欄に掲げる図 書	第一項の表三の 三項(三)欄及び第 四項の表の(九)項 (三)欄に掲げる図 書	第一項の表三の 三項(三)欄及び第 四項の表の(七)項 (三)欄に掲げる図 書
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

(四)	(三)	(二)	(一)
略	略	略	略
第四項の表の(一) 項(三)欄に掲げる 図書(令第二百二 十九条の四第三 項第五号に規定 する構造計算を した際の計算書 を除く。)	第四項の表の(十) 項(三)欄に掲げる 図書	第四項の表の(九) 項(三)欄に掲げる 図書	第四項の表の(七) 項(三)欄に掲げる 図書
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

	(五)				
	略				
	第一項の表三の 三項(3)欄及び第 四項の表の(二)項 (3)欄に掲げる図 書				た際の計算書を 除く。)
(六)	略				
略	略				
略	略				
略	略				

8 略

9 | 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域内又は準都市計画区域内にある場合(第十一項に掲げる場合を除く。) においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

	(五)				
	略				
	第四項の表の(二) 項(3)欄に掲げる 図書				
(六)	略				
略	略				
略	略				
略	略				

8 略

9 | 申請に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域内、同条第六項の都市計画法施設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項(同法附則第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。以下

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 都市計画法第二十九条第一項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項及び第四十二条の規定に関しては、次に掲げる場合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満である場合。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の規則。以下この条において同じ。）で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満である場合とする。

ロ 申請に係る建築物の敷地が区域区分が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合に

同じ。）第四十二条（同法附則第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）第四十三条第一項、第五十三条第一項若しくは附則第四項、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条及び附則第四項の規定に関しては、次に掲げる場合

イ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、その規模が、都の区域（特別区の存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五十八号）第十九条第二項各号に掲げる区域内にあるものの区域内にあつては五百平方メートル（同項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の規定に基づき、都道府県知事が別に規模を定めるときは、その規模）、その他の区域内にあつては千平方メートル（同条第一項ただし書の規定に基づき、都道府県知事が別に規模を定めるときは、その規模）未満である場合

ロ 申請に係る建築物の敷地が市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内にあり、かつ、その規模が三千平方メートル（都市計画法施行令附則第四条の二ただし書の規定に基づき、都道府県知事が別に規模を定

あつては、その規模）未満である場合

八 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

10 申請に係る建築物の敷地が都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にある場合（次項に掲げる場合を除く。）においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 申請に係る建築物の敷地の規模が一ヘクタール未満である場合

三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

11 申請に係る建築物の敷地が市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項又は第四十二条の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合

めたときは、その規模）未満である場合

八 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

三 前二号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

- イ 申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、一ヘクタール未満であること。
- ロ 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以上の区域における申請に係る建築物の敷地の面積の合計が、当該敷地に係るそれぞれの区域について都市計画法施行令第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。
- ハ 市街化区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル）未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。
- ニ 区域区分が定められていない都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。
- ホ 準都市計画区域における申請に係る建築物の敷地の面積が、三千平方メートル（都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。
- 三 申請に係る建築物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該建築物の工事種別が既存の建築物の敷地内における増築、改築又は移転である場合。

四 前三号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

12| 申請に係る建築物の敷地が都市計画法第四条第六項の都市計画法設の区域内若しくは同条第七項の市街地開発事業の施行区域内、同法第八条第一項第十三号の流通業務地区内又は宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第三条第一項の宅地造成工事規制区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第四項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第五十三条第一項、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項又は宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 申請に係る建築物の工事種別が大規模の修繕又は大規模の模様替である場合

二 前号に定める場合のほか、特定行政庁が規則で定める場合

13| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第三項、第四項又は第六項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

14| 15| 略

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

10| 特定行政庁は、申請に係る建築物が法第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条、第五十条、第六十八条の二若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は第六十八条の規定に基づく条例の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項、第三項、第四項又は第六項の規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

11| 12| 略

（工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式）

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては別記第四号様式（昇降機用））による正本及び副本に、それぞれ、次の表一に掲げる図書（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては第一条の第三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書）を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(II)欄各項に該当する工作物についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

一・二略
表二

(一)	略	(II)	(3)
(四)	法第八十八条第一項において準用する法第三十七条第二号の認定に係る認定書の写し		
指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない工作物で、当該指定建築材料について法第八十八			

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表一に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(II)欄各項に該当する遊戯施設についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。ただし、令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第四号様式（昇降機用）による正本及び副本に、それぞれ、第一条の第三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、次の表二の(II)欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の(3)欄各項に掲げる図書を添えたものとする。

一・二略
表二

(一)	略	(II)	(3)
(三)	略		

条第一項において準用する
法第三十七条第二号の認定
を受けたものを用いるもの

2 略

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第一項から第四項までに規定する図書及び書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）又は第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、第一項の表二の(三)欄各項に該当する工作物については同表の(3)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。この場合においては、当該正本に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書

2 略

3 工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする場合における確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第一項から第四項までに規定する図書及び書類、別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」又は別記第四号様式（昇降機用）中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに第一項の表一に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を第一条の三第一項の付近見取図又は配置図に明示した場合においては、付近見取図又は配置図を除く。）又は第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、第一項の表二の(三)欄各項に該当する遊戯施設又は昇降機については同表の(3)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。この場合においては、当該正本に工作物に関する確認申請（法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請を除く。）を建築物に関する確認申請と併せてする旨を記載しなければならない。

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書

にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二略

(-)	
略	(い)
第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書（昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。）及び同項の表二の(-)項(3)欄に掲げる図書（令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）及び第一項の表三の(3)項(3)	(3)
略	(は)
略	(に)
略	(ほ)

にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二略

(-)	
略	(い)
第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書（昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。）及び同項の表二の(-)項(3)欄に掲げる図書（令第四百四十三条において準用する令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）	(3)
略	(は)
略	(に)
略	(ほ)

(三)	(二)	
略	略	
第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(三)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーター)の部分に係るものに限る。 (一)、同項の表二の(二)項(三)欄に掲げる図書及び同項の表三の(三)項(三)欄に掲げる図書	欄に掲げる図書
略	略	
略	略	
略	略	

(三)	(二)	
略	略	
第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書及び同項の表二の(三)項(三)欄に掲げる図書	第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーター)の部分に係るものに限る。 (一)及び同項の表二の(二)項(三)欄に掲げる図書	
略	略	
略	略	
略	略	

5 申請に係る工作物が都市計画法第四条第十一項に規定する特定工作物である場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 略

二 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の第二項並びに第四十二条の規定に関しては、申請に係る工作物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該工作物の工事種別が既存の工作物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

三 略

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例（法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。

5 申請に係る工作物（令第三百三十八条第二項各号又は第三項第一号に掲げるものに限る。）が都市計画区域内にある場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、その計画が都市計画法第二十九条、第三十五条の第二項、第四十二条、第四十三条第一項又は附則第四項の規定に適合していることを証する書面を申請書に添えなければならない。

一 略

二 都市計画法第二十九条、第三十五条の第二項、第四十二条及び附則第四項の規定に関しては、申請に係る工作物の敷地が市街化区域内にあり、かつ、当該工作物の工事種別が既存の工作物の敷地内における増築、改築又は移転である場合

三 略

6 特定行政庁は、申請に係る工作物が法第八十八条第一項において準用する法第四十条又は法第八十八条第二項において準用する法第四十九条、第五十条若しくは第六十八条の二の規定に基づく条例（法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）の規定に適合するものであることについての確認をするために特に必要があると認める場合においては、規則で、第一項から第三項までの規定に定めるもののほか、申請書に添えるべき図書について必要な規定を設けることができる。